

教育管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条

本規定は、NTP インポート HD(以下「当社」という)の保険募集に従事する役職員(以下「募集人」という)に対する教育・研修に関する基本事項を定め、募集人の資質向上を図り、もって適正な保険募集と顧客利益の保護を実現することを目的とする。

(基本方針)

第2条

当社は、以下の方針に基づき教育・研修を実施する。

- コンプライアンス遵守の徹底**:法令、諸規則、および「NTP インポート HD 保険スタンダード」の遵守を最優先とする。
- 募集品質の均質化**:全募集人が「NTP インポート HD 保険スタンダード」に基づいた標準的な募集プロセスを実践できる能力を養う。
- 継続的な学習**:定期的な研修やテストを通じて、知識の定着と最新情報の習得を図る。

第2章 教育体制

(教育責任者および体制)

第3条

当社における教育・研修に関する責任体制および役割は、以下の通り定める。

役割	担当者・部署	主な職責
教育責任者	インポート事業部(三浦)	全社の教育方針・年間計画の策定、実施状況の統括および監督。

運営管理 部署	インポート事業 部	教育ツールの提供(テスト配信等)、受講履歴 の管理、教材の整備。
拠点教育 責任者	各店店長	拠点における日常的な OJT、研修の実施、テ スト結果に基づく指導。
募集人	全役職員	定められた研修・テストの受講、資格の取得 および更新。

1. 教育責任者は、組織図に基づき各拠点への指揮命令権を持つものとし、必要に応じて教育計画の修正や追加指導を指示する。

第 3 章 教育内容および計画

(教育内容)

第 4 条

募集人に対して実施する教育内容は、主に以下の事項とする。

1. **コンプライアンス教育**
 - 保険業法等の関係法令および監督指針
 - 「募集行為に関する禁止行為 15 項目」等の社内ルール
 - 個人情報保護、反社会的勢力対応
2. **商品・実務知識**
 - 取扱保険商品(自動車・火災・傷害等)の仕組みと内容
 - 事務処理フロー(計上、精算、事故対応等)
3. **販売技能(セールススキル)**
 - 「NTP インポート HD 保険スタンダード」に基づく募集プロセス(権限明示、意向把握、推奨販売等)
 - ロールプレイング等による実践指導

(募集人育成計画)

第 5 条

教育責任者は、以下の区分に従い、継続的な育成計画を策定・実施する。

(1) 新任募集人教育(導入研修)

- 損害保険一般試験(基礎・自動車・火災・傷害)への合格を必須とする。
- 募集人登録完了までの期間は、座学およびロープレを中心とした研修を行い、登録完了の連絡があるまでは募集行為を禁止する。

(2) 継続教育(定期研修)

- 四半期ごとの確認テスト:全募集人を対象に、禁止事項や商品知識に関する確認テスト(Google フォーム等)を実施する。
- 不備・課題に対する指導:テスト結果や日常の募集品質(不備状況等)に基づき、拠点教育責任者が個別指導や解説を行う。

(3) 階層別教育

- 店長・管理者層に対するマネジメント研修およびコンプライアンス指導を適宜実施する。

第4章 実施および管理

(実施方法)

第6条

教育・研修は、以下の方法を組み合わせて実施する。

1. 集合研修(オンライン会議を含む)
2. eラーニング・確認テスト(Google フォーム等の活用)
3. 職場内教育(OJT):拠点教育責任者による日常業務を通じた指導
4. 外部研修:保険会社等が主催する研修への参加

(受講管理および報告)

第7条

1. 運営管理部署は、確認テスト等の受講履歴および成績を管理・保管する。
2. 拠点教育責任者は、拠点内での指導実施状況や受講状況を適時、教育責任者へ報告する。
3. 教育責任者は、教育実施状況を定期的に取り締役会等へ報告する。

第5章 雑則

(改廃)

第 8 条

本規定の改廃は、インポート事業部の決定により行う。

附則

本規定は、2026 年 2 月 27 日より施行する。